

## 選挙運動及び政治活動に関する留意事項（平成26年7月）

### ◎ 選挙運動と政治活動の定義

選挙運動とは「①特定の選挙について、②特定の候補者の当選を目的として、③（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙においては特定の政党等に所属する候補者の全部又は一部の当選を目的として、当該政党等に対する）投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすること。」といわれています。

一方、政治活動とは、政治上の主義施策を推進し、支持し若しくは反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為から、選挙運動にわたる行為を除いたものをいいます。

### ◎ 政治活動

#### 1 平常時の政治活動における規制

- ・ 政治活動のために使用される候補者の氏名、又はその氏名が類推されるような事項を表示する文書図画
  - ・ 後援団体の名称を表示する文書図画
- これらについては、次に掲げるもの以外は掲示することができません。また、その内容や掲示の状況から、選挙運動にわたることとなるものであってはなりません。

#### ① 立札・看板の類（「政治団体の手引き」P16～17参照）

⇒リンク：[http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/files/seijidantainotebiki\\_H26.pdf](http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/files/seijidantainotebiki_H26.pdf)

ア 掲示できる場所は、事務所・連絡所に限られます。

イ 看板等は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えてはならず、その枚数についても公職の種類ごとに政令で制限が設けられています。

ウ 選挙管理委員会の交付する証票を貼付しなければなりません。

#### ② ポスター（事務所・連絡所を表示するためのものを除く。）

ア ベニヤ板等で裏打ちされていないもの

イ 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名・住所が記載されているもの

※ 公職の候補者等及び後援団体が掲示する政治活動用とみなされるポスターは、選挙前の一定期間は掲示禁止となります。

・ 任期満了による選挙の場合：任期満了日の6ヶ月前の日から選挙の期日までの間

・ 任期満了以外の選挙の場合：選挙事由発生の告示の翌日から選挙の期日までの間

※ ポスターの掲示に当たり、屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合もあります。詳しくは、青森県県土整備部都市計画課（都市計画・景観グループ）又は掲示する市町村の屋外広告物担当課にお問い合わせください。

#### ③ 演説会等の会場で使用する文書図画

政治活動のためにする演説会、講演会、研修会等の集会の会場において、演説会等の開催中に使用される文書図画（なお、政治活動のためにする演説会等とは、政治活動のために不特定又は多数の聴衆を参集させ、演説等を行う集会をいいますが、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）が、政治活動として、道路端及び歩道等において、通行人及び通行自動車等に対し、ハンドマイク等で演説を行うことが演説会等と解されない場合は、演説中、公職の候補者

## 選挙運動及び政治活動に関する留意事項（平成26年7月）

等の氏名又は氏名が類推されるような事項を殊更目立たせている文書図画を掲示することはできません。）

### 2 選挙時の政治活動における規制

選挙期日の公示（告示）の日から投票日当日までの間、政治団体の政治活動は、選挙の種類によって次のように規制されます。

#### (1) 衆議院議員・参議院議員・県知事・県議会議員・市長選挙において規制される行為

- ① 政談演説会（外部に対して政策の普及宣伝を目的とする演説会）の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 政治活動用自動車（船舶）の使用
- ④ 拡声機の使用
- ⑤ ポスターの掲示
- ⑥ 立札・看板類の掲示
- ⑦ ビラ類の頒布
- ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示
- ⑨ 連呼行為
- ⑩ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（職員居住用及び公営住宅を除く。）

における文書図画の頒布

- ⑪ 掲示又は頒布する文書図画への候補者の氏名又は氏名類推事項の記載

※ ①～⑩は、確認団体に限り一定の条件の下で行うことができます。また、衆議院選挙では選挙運動として一定の活動が行えます。（なお、③の船舶の規制は衆議院選挙に限られます。）

- ・ 確認団体：選挙にあたって一定数以上の所属候補者や支援候補者があり、総務大臣若しくは選挙管理委員会が確認書を交付した政党・政治団体

#### (2) 市議会議員・町村長・町村議会議員選挙において規制される行為

- ⑨ 連呼行為
- ⑩ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（職員居住用及び公営住宅を除く。）における文書図画の頒布
- ⑪ 掲示又は頒布する文書図画への候補者の氏名又は氏名類推事項の記載

※ 確認団体の制度はありません。また、(1)の選挙と同時に行われる場合には①～⑧についても禁止されます。

※ 各選挙につき、選挙の期日の公示（告示）の前に掲示した政治活動用ポスターに、その氏名又は氏名類推事項が記載された者が当該選挙の候補者となったときは、候補者となった日のうちに当該ポスターを撤去しなければなりません。

### ◎ 選挙運動

#### 1 事前運動の禁止

選挙運動は、立候補の届出が受理されたときから、投票日の前日までの間に限り行うことができますので、立候補届出前の選挙運動は全ていわゆる「事前運動」として禁止されます。

## 選挙運動及び政治活動に関する留意事項（平成26年7月）

### 2 禁止されている主な選挙運動

以下の行為は時期に関わらず禁止されています。

#### ① 戸別訪問

投票を得る目的をもって、戸別に選挙人の家や勤務先などを訪問すること。

#### ② 飲食物の提供

選挙運動に関して、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供すること。なお、選挙運動員に対しては、一定数の弁当を提供することが認められています。

#### ③ 署名運動

選挙に関して、投票を得る目的をもって、選挙人に対して署名運動をすること。

#### ④ 氣勢を張る行為

選挙運動のため、自動車・自転車を連ね又は隊列を組んで往来するなど氣勢を張ること。

#### ⑤ 買収・供応

当選を得る目的で、選挙人等に対し金銭や物品を与えたり、接待したりすること。

#### ⑥ 人気投票の公表の禁止

選挙に関して、公職に就くべき者を予想する人気投票の結果を公表すること。

#### ⑦ 選挙後の挨拶行為

選挙期日後に、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって当選祝賀会を開催する等の行為。

#### ⑧ 公務員等の地位利用による選挙運動

公務員等が、その地位を利用して選挙運動をすること。

#### ⑨ 未成年者の選挙運動（単なる労務を除く。）

未成年者が選挙運動をすること。また、未成年者を使用して選挙運動をすること。

### 3 選挙運動期間中自由に行うことができる行為

以下の選挙運動は、自由に行うことができます。

① 電話により投票依頼すること。

② たまたま会った人に投票を依頼すること。（個々面接）

③ 映画等の幕間や会社の休憩時間等に、たまたまそこに集まっている者を対象に演説すること。（幕間演説）

### 4 文書図画による選挙運動の制限

文書図画による選挙運動は次のものに限られ、さらに選挙の種類により使用できるもの、その規格、数量、使用方法等が制限されています。

#### ① 選挙運動用通常葉書

郵便局による「選挙用」の表示が必要です。選挙の種類により制限枚数が異なります。

#### ② 選挙運動用ピラ

国会議員及び地方公共団体の長の選挙にだけ認められていますが、頒布方法に制限があります。また、選挙の種類によって、ピラの規格、頒布枚数に制限があります。

#### ③ 選挙事務所の看板類

ちょうちは1個、ポスター、立札及び看板の類は、選挙事務所ごとに、通じて3個までです。規格の制限があります。

#### ④ 選挙運動用自動車

## 選挙運動及び政治活動に関する留意事項（平成26年7月）

ちょうちんは1個、ポスター、立札及び看板の類は、数の制限はありませんが、規格の制限があります。

### ⑤ 候補者が着用するもの

たすき、胸章及び腕章を使用できます。候補者が着用する限り、数、規格の制限はありません。

### ⑥ 選挙運動用ポスター

枚数、規格、掲示方法の制限があります。

### ⑦ 個人演説会告知用ポスター

衆議院小選挙区、参議院選挙区及び知事選挙のみ掲示できます。掲示は公営のポスター掲示場に限られます。

### ⑧ パンフレット又は書籍（マニフェスト）

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において、政党にのみ認められています。政党本部が直接発行するもので、総務大臣に届け出た、国政に関する重要政策等を記載したものを頒布できますが、その方法には制限があります。

### ⑨ ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ウェブサイト等を利用する方法（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）により選挙運動を行うことができますが、電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布については候補者・政党等に限られます。

なお、選挙運動用のウェブサイト等には電子メールアドレス等（電子メールアドレス、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名等）を表示することが義務づけられ、選挙期日当日の更新はできません。

## 5 言論による選挙運動の制限

言論による選挙運動は、以下のものが認められていますが、それぞれ方法、時間等に制限があります。

### ① 個人演説会

あらかじめ聴衆を参集させ、候補者個人が自ら開催する演説会。開催回数は自由です。

### ② 街頭演説

午前8時から午後8時まで行うことができます。選挙管理委員会が交付する標旗を掲出し選挙運動従事者は腕章を着用しなければいけません。走行・歩行演説は禁止されています。国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）、鉄道地内、病院などでは演説できません。

### ③ 連呼行為

午前8時から午後8時まで行うことができます。選挙運動用自動車の上、個人演説会場及び街頭演説の場所に限って行うことができます。学校や病院などの周辺は静穏の保持に努めなければいけません。

### ④ 選挙運動用自動車・船舶の使用（比例代表の選挙は別の定めがあります。）

自動車1台又は船舶1隻のいずれかを使用することができます。選挙の種類により自動車の種類には制限があります。選挙管理委員会が交付する表示板を必ず掲示しなければいけません。

**6 その他の選挙運動**

**① 新聞広告**

選挙の種類により、回数が異なります。

**② 政見放送**

衆議院議員、参議院議員及び知事選挙に限ります。

**③ 選挙公報**

衆議院議員、参議院議員及び知事選挙以外は、条例が制定されている場合に限ります。